

鎌 監 第 157 号  
平成 26 年 6 月 24 日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市監査委員 八 木 隆太郎  
同 長 嶋 竜 弘

住民監査請求に関連した職員給与の「わたり」制度について（要望）

平成 26 年 5 月 2 日に（氏名略）から請求のあった住民監査請求については、請求に理由がないとの監査結果を請求人に通知し、貴職にも参考送付したところです。

しかし、本市における「わたり」制度につきましては、今回の監査の結果、早期に解消すべきと思われるため、次のとおり要望します。

（要望事項）

5 級主査への昇任を、平成 24 年度から廃止し、新たな「わたり」の職員の発生を回避してはいるものの、現在でもまだ 5 級主査が存在し、その制度も改正されておらず、平成 22 年に国から受けた指摘が解消されていないことは、対応が遅いと言わざるを得ません。

よって、総務省が指摘している「わたり」制度の早期解消を求めるべく要望します。